

久留米市公告第 164 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、本修繕の条件付き一般競争入札を施行する際に必要な事項等について次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 16 日

久留米市長 原口 新五

（入札参加資格）

第 1 条 入札に参加する者は、あらかじめ公告に基づく発注表（以下「発注表」という。）において示した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。以下同じ。）の提出締切時点（以下「締切時点」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。要件を満たさない者の入札は無効とする。

(1) 久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 16 条第 3 項に規定する、有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) その他発注表に定める必要な入札参加資格を満たしていること。

2 締切時点から開札の時までの期間に、久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。

3 入札に参加しようとする者が、次の各号に掲げる関係を有する場合は、当該関係を有する者のうち 1 者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する 2 者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は